3　その敷地が法第６条第３項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【区分】（　　） 【市町村耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 （　　）	3　その敷地が法第６条第３項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【市町村耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 （　　）
（注意） １．［建築物の名称］の欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第４条第２号に掲げる組積造の塀（以下単に「組積造の塀」という。）の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の名称を記入して下さい。なお、戸建ての住宅又は戸建ての住宅に附属する組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。 ２．［用途］の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途（組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の用途）をできるだけ具体的に記入して下さい。 ３．［建築物（組積造の塀を除く。）の場合］の欄は、組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。 ４．［組積造の塀の場合］の欄は、組積造の塀以外の建築物の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。 ５．［組積造の塀の場合］の欄の【長さ】及び【最高の高さ】は、前面道路に面する部分について記入して下さい。 ６．［組積造の塀の場合］の欄の【種類】は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「補強コンクリートブロック造以外」の場合にあっては、組積材の種類を併せて記入して下さい。 ７．［法第７条における建築物の区分］の欄の１の【区分】には、令第２条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。また、同欄の２及び３の【区分】には、令第４条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。 ８．　（略）	（注意） １．［建築物の名称］の欄は、戸建ての住宅にあっては、記入する必要はありません。 ２．［用途］の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途をできるだけ具体的に記入して下さい。 （新設） （新設） （新設） （新設） ３．［法第７条における建築物の区分］の欄の１の【区分】には、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第２条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。 ４．　（略）
（第四面） ４．耐震診断の概要 イ．・ロ．　（略） ハ．実地調査の概要 （略） （注意） 実地調査の概要の欄には、当該建築物の構造耐力上主要な部分又は建物に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。 ニ．　（略）	（第四面） ４．耐震診断の概要 イ．・ロ．　（略） ハ．実地調査の概要 （略） （注意） 実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。 ニ．　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。